

口蹄疫等に関する特定家畜伝染病防疫指針の 変更の概要について

令和元年 5 月 21 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

- 1 特定家畜伝染病防疫指針は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- 2 口蹄疫等に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「本指針」という。）については、昨年度、前回の改正から3年が経過することとなることから、本指針を変更することについて、昨年11月、食料・農業・農村政策審議会に諮問した。
- 3 本指針の変更案については、本年1月に開催された牛豚疾等疾病小委員会において専門的な見地から議論され、その後、都道府県からの意見を聴取したところ。
- 4 上記の議論及び意見を踏まえた主な変更点及び修文案は別添のとおり。

口蹄疫等に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

1. 口蹄疫に関する防疫指針

○：防疫指針本体、●：留意事項（局長通知）における変更点

前文

→ 実質的な内容の変更なし

第1 基本方針

- 国は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門等が実施する口蹄疫に関する研究を推進することを明記。

第2 発生時に備えた事前の準備

- 都道府県は、野生動物対策に係る連携及び協力体制の整備に努めることを明記。

第3 異常家畜の発見及び検査の実施

- 都道府県は、異常家畜の届出を受けた際の立入検査時の臨床検査において、口蹄疫等の好発部位に水疱が確認された場合、必要に応じて、抗原検出キットを使用することを明記。
- 都道府県からの臨床検査、写真撮影等の報告を踏まえ、動物衛生課は、必要に応じて、抗原検出キットの使用を指示することを明記。
- 動物衛生課が動物衛生研究部門へ検体の送付を求めた場合であって、経過観察を指示した場合については、農場の移動制限措置等を講じない旨を明記（経過観察時も検体を動物衛生研究部門に検体を送付）。
- 検体材料の採取時には、本病ウイルスの散逸、検査室の汚染を防ぐため、採取時に病変部を触った手で周囲の物品に触れること等による汚染の可能性に十分注意すること。また、材料の採取に用いた器具、抗原検出キットの前処理後の材料、残余資材等について、消毒の上持ち帰り、滅菌、焼却等の適切な廃棄を行うこと

を明記。

第4 病性等の判定

- 移動制限区域内の農場又は疫学関連家畜を飼養する農場で、抗原検出キットが陽性となった場合についても、疑似患畜とする旨を追加。

第5 病性等判定時の措置

- 家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課及び発生農場から半径10km以内に含まれる都道府県の家畜衛生担当部局に連絡すること。また、連絡を受けた都道府県は野生生物担当部局、猟友会等に連絡することを明記。

第6 発生農場における防疫措置

- 発生農場に由来する汚染物品について、埋却等による処理を行うまでの間、野生動物が接触しないよう隔離及び保管することを明記。

第7 通行の制限又は遮断

→ 実質的な内容の変更はなし

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

- 移動制限区域内において、野生動物と家畜の接触が想定される場合、家畜防疫員の家畜の所有者に対する指導事項として、接触防止のための畜舎出入り口の囲障の設置、飼料等の野生動物からの隔離及び保管を明記。
- 家畜防疫員は、都道府県の野生生物担当部局に対し、野生の偶蹄類動物を含む野生動物の死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理し、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力するよう依頼することを明記。

第9～第14

→ 実質的な内容の変更はなし

第15 発生の原因究明

- 野生動物における感染確認検査のため、都道府県の家畜衛生部局は、野生生物担当部局に対し、野生の偶蹄類動物の死体が発見された場合又は生体が捕獲された場合に、家畜衛生担当部局に連絡することについて、猟友会等の関係者に協力するよう依頼するとともに、これら野生動物からの検体の採材に協力するよう依頼することを明記。
- 野生動物の感染確認検査により、陽性が確認された場合の措置として、都道府県の家畜衛生部局は、当該確認地点から半径10km圏内の家畜の所有者に対し、消毒終了後、少なくとも21日間、家畜の死亡状況等の報告を徴求する。
また、野生生物担当部局に対し、同期間、同区域内発見された野生動物の死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却により適切に処理するよう猟友会等へ協力を依頼することを追記。

第16 その他

→ 実質的な内容の変更はなし

その他

- 口蹄疫対策における野生動物対応マニュアルを作成。

2 牛疫の防疫指針の変更の方針（案）

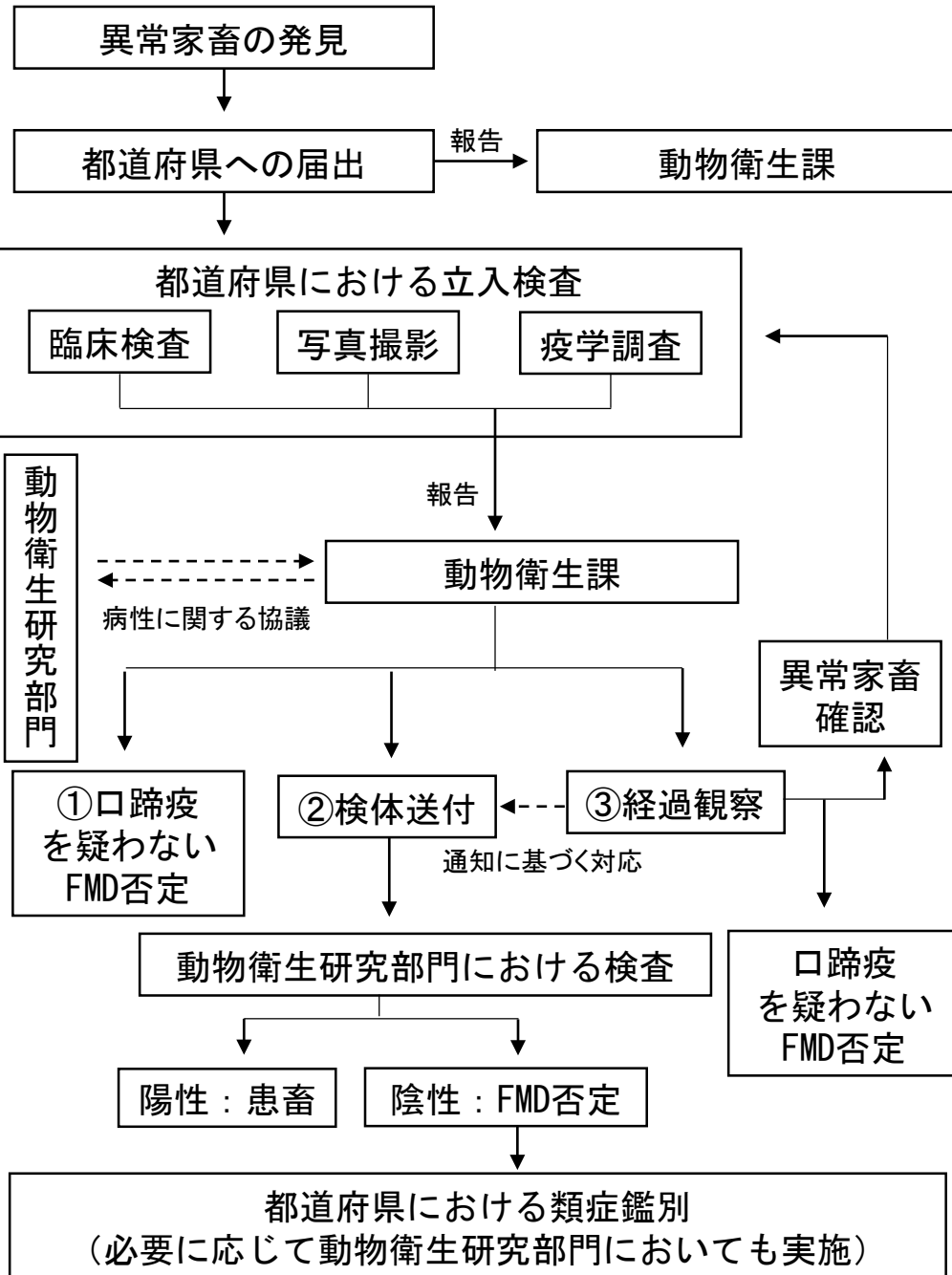
- (1) 現行の指針で規定しているELISA法による抗原検査が、疾病の撲滅後、キットの輸入が不可能となり、かつ国内での製造が国際機関より許可されていないため、指針からELISA法を削除。
- (2) 抗原検出ELISA法の削除に併せて、患畜の判定方法に係る関連項目を削除。

3 牛肺疫の防疫指針の変更の方針（案）

- (1) 家畜の所有者から異常家畜の届出があり、直ちに家畜防疫員が農場に立入る症状として、複数の家畜の四肢の関節に急速な腫脹がみられ、また、首の前方への伸長及び屈曲が困難である旨の症状を追記。
- (2) 解剖検査の結果、病変部位をデジタルカメラで鮮明に撮影する剖検所見として、線維素析出を伴う顕著な四肢・頸椎の関節炎や関節周囲炎が確認された場合を追記。

(以上)

口蹄疫の疑い事例があった場合の対応(現行)



口蹄疫の疑い事例があった場合の対応(見直し案)

